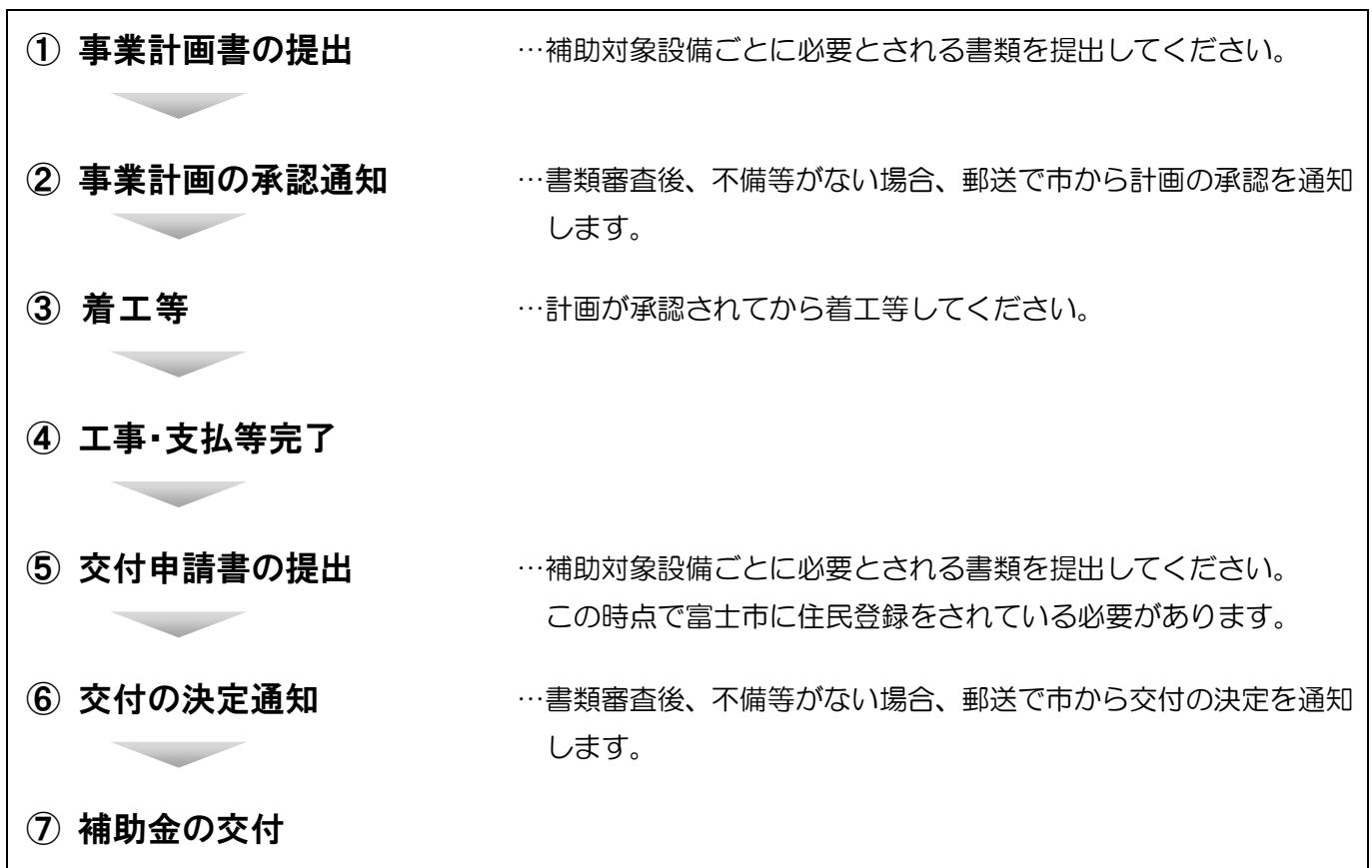


富士市市民ゼロカーボンチャレンジ補助金 申請の手引き ＜蓄電池・V2Hの導入＞

＜共通の要件等＞

- 着工等の前に事業計画書を提出し、承認を受けること。
- 事業完了後の交付申請時に富士市に住民登録していること。
- 市内の自ら居住する住宅（居住予定を含む）において対象設備等を導入・改修すること。
- 市町村税及び特別区税に未納付がないこと。

＜申請の流れ＞



【注意事項等】

- 必ず事業計画の承認を受けてから着工等してください。※令和6年度から取り扱い変更
- 書類を提出してから、通常2週間程度で計画承認・交付決定を通知予定ですが、書類の不備がある場合や、申請が混みあう時期には、さらにお時間がいただく場合がありますので、余裕をもって申請してください。

＜書類の提出先＞

富士市 環境部 環境総務課 環境政策担当

〒417-8601 静岡県富士市永田町1丁目100 郵送または窓口までご提出ください。

＜補助対象設備・機器＞

- 住宅用蓄電池
- ビークル・トゥ・ホーム（V2H）対応型充電設備

＜事業計画書の提出期間＞

令和6年4月1日 から 令和7年2月末頃 まで

※ 予算額を超える申請があった場合、早期に受付を終了する場合があります。

＜補助額＞

定額 5万円（市のZEH補助金を併用する場合は2万円）

＜交付申請(完了報告)期限＞

事業完了（複数の事業を実施する場合はすべての事業完了）から1か月以内
または 計画承認を受けた年度の3月末日 いずれか早い日まで

※ 期限までに事業が完了（施工・支払い・住所移転等）しない場合、補助金を交付できません。

＜補助対象要件＞

■ 共通の要件

- 蓄エネルギー設備を設置する住宅に、住宅用太陽光発電システムが導入されている、または導入すること
- 住宅の太陽光発電設備で発電した電力を利用するものであること
- 蓄電した電力を住宅で常時利用できる機能を有すること（非常時のみ蓄電電力を利用するものは対象外）
- 自己が所有するものであること（リース契約等は対象外）

■ 家庭用蓄電池の要件

- 一般社団法人環境共創イニシアチブに登録されている（国が実施するZEH化支援事業の補助対象となる）製品であること

■ V2H対応型充電設備の要件

- 一般社団法人CHAdeMO協議会により「V2Hシステム」として認証を受けているもの、または、一般社団法人次世代自動車振興センターに登録されている（国が実施するクリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金事業補助対象となる）もの

＜その他＞

- 申請の中止や事業内容の変更がある場合は、事業計画変更・中止届出書が必要です。
- 国・県等の補助金の併用が可能です。
- 補助対象が重複する、本市の補助金との併用はできません。

<必要書類【事業計画書提出時】>

提出書類	備考
事業計画書（様式1）	ウェブページから様式をダウンロード
見積書等	対象事業費の内訳が記載されていること
施工前の写真	蓄電池・V2Hの設置箇所がわかるように設置箇所から少し離れた構図で撮影すること
導入する設備の仕様が確認できる書類	製品のカタログやパンフレット等（型番や蓄電容量などが確認できるページ）の写し
宣誓書（様式2）	ウェブページから様式をダウンロード

<必要書類【交付申請（完了報告）時】>

提出書類	備考
交付申請書（第4号様式）	ウェブページから様式をダウンロード
領収書の写し	複数枚ある場合はすべて。振込明細書、ローン契約書の写しでも可 「請求内訳がわかる書類」の金額と一致し、宛名は申請者名が記載されていること
請求内訳がわかる書類の写し	見積書・請求書等 「領収書」の金額と一致していること
施工後の写真	蓄電池：蓄電池本体、パワコン、モニター等 V2H：機器本体
住所を確認できる書類の写し（本人確認証）	運転免許証、旅券、住民票の写し（発行から3ヶ月以内のもの、コピー可）、健康保険証、マイナンバーカード（表面のみ）のコピー
市税の完納証明書	・発行から3か月以内のもの（富士市在住の場合、市役所3階収納課で交付） ・市外から移転する場合は、居住していた市区町村の完納証明書（完納証明書の発行を行っていない場合は、前年度の市区町村民税 納税証明書）」
住宅の位置を示す案内図	

<本事業に関する問い合わせ先>

富士市 環境部 環境総務課 環境政策担当

〒417-8601 静岡県富士市永田町1丁目100

TEL 0545-55-2902

FAX 0545-51-0522

E-mail ka-kankyousoumu@div.city.fuji.shizuoka.jp